

模擬裁判評議

評議室 A ( 裁判員 10 名 : 裁判官 3 名 )

R1 - R3 裁判官

A - J 裁判員

R1 ちょうど時間になりましたので、ただいまより評議を始めます。私は裁判長の役割をやりましたので、今回も最初に少し話をさせていただきます。まず主催者のほうから評議方法について4点、注意してもらいたいという話を受けております。

第1点は、評議開始直後に議論をまったく行うことなく、第一印象で決をとるという方法はとらないでください。ですから、議論を尽くした上で決をとるというやり方をしてください。これが第1点。

それから第2点は、裁判官の発言は裁判員の発言が一通り終わった後に行っていただきたい。やっぱり専門家の意見が先に出てしまうと、それに引きずられる。そういうことがあるんだろうと思います。

3番目としては、裁判員の方々が全員意見を述べられるようにご配慮いただきたい。これは時間配分の問題だと思います。

4番目、意見を述べる順番は、なるべく若い方から順番にお願いしたい。これもやっぱり年配の方が述べると、どうしてもその意見が重く見られてしまい、若い方が自由に言えなくなってしまう。そういう配慮があるんだろうと思います。

以上の4点は、皆さん留意点としてご理解をお願いします。

そして評決方法ですが、皆様方の議論を一通り聞いた後で、裁判官・裁判員それぞれこのような札がありますので、それに有罪・無罪、あるいはか×かというかたちで決めて決をとりたいと思います。有罪判決を言い渡す場合には、必ず全体として3分の2以上の賛成がないと有罪にはなりません。

そしてもう一つの要件としては、裁判官グループと裁判員グループの2つのグループがありますが、そのうちどちらのグループも最低限1人は有罪の票を入れていることが必要です。この2つの条件をクリアして、初めて有罪の言い渡しを行うこととなります。

主催者のほうから説明を受けていない部分が一つあるのですが、これは後ほど何か問題となったときに主催者のほうに確認します。そして最終的に判決は、争点についてのアンケート方式の判決というもので、いま手元にペーパーがあるのですが、これはまた後ほど配ります。これは各証人の証言ごとに「信用できる」とか「信用できない」とか、そのようなものをとるものになっています。

あと、時間としては5時15分までに最終的な結論が出るようにということを主催者のほうから言われております。

では、まず裁判員の方からご意見をいただきたい。意見を述べる方法と意見の内容についてはまったく決まっておられません。若い方といっても、年齢をいちいち聞くこともちょっとできませんので、右回りか左回りかということにしましょうか。

F じゃあ、私のほうから。

R1 はい、お願いします。

F まったく私は法律的なことはわかりません。

私自身がいま考えたのは、何か行動を起こすのに、利益があるというのが一つの前提じゃないかと思ったんですけれども、この中野さんにとっては、利益ってあまり見えなかったんです。で、三枝さんにとっては自分の財産保全という利益が生まれる。稲本さんは100万という現金が利益として生まれる。

この部分で言うと、中野さん自体の利益性というか、犯行を起こす原因というのはあま

り……。暴力的なことだけでここまでなるのかなと思ったんですが、鍵を渡すということ自体の、要は可能性が非常にあることをしたということで、先ほど検察のほうから10年と言われたけれども、その10年が正しいのかどうかは私にはわからないんですけども、渡したという行為自体が何でなんだろうという感じで、無罪ではないんだけど、どの程度の刑なのかというのはよくわからないという感じでした。今の段階ではそこまでです。

R1 ジャあ、一通りフリーにトークしてください。

G 私は、まずこういう経験は初めてで、裁判というものは大変だなというのが第一印象で、検察側・弁護側・被告側、もう皆さんそれぞれに自分の主張というのを聞きまして、被告を裁判するんですが、その被告もいま自分がこの現場にいるということ自体を含めましての裁判ということだと思っただけです。だから、有罪・無罪というよりも、なぜ自分が今ここにいてということ、被告もさることながら、裁く者・裁かれる者もやはり原点を考えて、確定していかなければならないむずかしさが非常にあると思っただけで、無罪なのか、有罪なのかというのは非常にむずかしいなと思っただけです。これから考えていきますけれども、率直な意見です。

R1 ご意見のときに、裁判の証拠に限らず、今みたいに裁判を見るのが初めてというだけでも結構ですから、何でもまず一通りお話しください。

H こういう裁判は私も初めてですけども、証言のむずかしさ、また、それに伴う日常生活態度というのですか、それをいま痛感しております。以上です。

I 裁判員として今回は来たんですけども、今日の裁判としては、検察側は有罪として、10年の刑だと。弁護側は無罪と言っておりますんですけども、裁判員として今日の鍵を渡したこと。鍵を渡すことと、犯行のときに逃げたということにおいては、もう有罪は免れないと。やっぱり「知らなかった」「冗談やった」では済まされない。人道上、やっぱり犯行に及んだ結果として、何らかのかたちで有罪は免れない。今日はそういう判断をしました。

J 私は、先に結論から言うと、無罪じゃないかなと思います。その理由としてはいくつかあるんですけども、9月8日、事件の日ですよ。この日はゴルフがあって、融資の話と、2つありました。で、殺人に被告が絡んでいるとすれば、当日家にいること自体がちょっと私は納得できないんです。というのは、どんな人間でも、殺人が起きるとはつきりわかっている、そこの部屋におれるのかなというのがまず一つです。

それにしても鍵を渡すという軽率な行為があるんですけども、これも被告人のほう、あるいは弁護側がおっしゃっているように、おそらく三枝という人は殺人を犯さないだろうと。こう思っても不思議じゃない気がするんです。話の内容から聞いてですね。

あと、警察に通報していないとか、当日ゴルフに行ったとかという疑問点もあるんですけども、いわゆる殺人者が三枝だということは、その時点では被告はわからなかったはずですよ。暗い中ですし。だから、瞬間的には誰が殺人者なのかわからない。共犯じゃないわけですから、私から言うと。そうすると、やっぱり怖いから、逃げる、隠れる。それから、もともと事件そのものに自分は関係していないわけですから、いわゆる疑われないと。そういったこととか、あるいは通報も同じような理由でしなかったんじゃないかなとは思っただけです。だいたいそんなところですよ。

E 私は、この公訴事実の中の「殺害をほのめかす」というのは妥当じゃなくて、殺害

ができる人が言うんだっいたらいいですけども、ただ気持ちを持っているのは、殺害をほのめかすというんじゃないんじゃないかと思うんですよね。だから殺意とは、私にはとれません。

それと共謀という点においても、実際の殺害方法と、この被告の言っている殺害方法は違いますから、共謀には当たらないと思う。で、殺害時のアリバイの件では、これはもうアリバイに……。どうしても時間的にアリバイが証明できない時間帯にやっていると思います。で、鍵を渡すというのはちょっと不可解なんですけれども、これは少し灰色かなという気持ちを持っています。まあ、か×かということ、無罪のほうだと思います、私は。以上です。

D 私はやっぱり、鍵が一番引っかかります。それと女性従業員のこともあるので、私は無罪は無理だと思います。

C 私も、まず「やっちゃわない」という言葉が気になったんですけど、普通、やっちゃわないって、若い子だったら「あいつ、ボコボコにしようよ」みたいな意味があるんですけど、この場合のやっちゃわないは「ボコボコじゃ済まないよな」というニュアンスもあると思ったし、また、鍵もやっぱり不審ですよ。質問されていたように、「返してと言われましたか」と言われたように、これ、なかったのは、ひょっとしたら気持ちの中で「やってくれたら私は逃げられる、この人から」というのがあったかもしれないって、ちょっと感じちゃったんですよ。共謀はなかったかもしれないんですけど、気持ちの中では「この人、やってくれるかもしれん」というのはあったかもしれないんですけど、疑わしきは罰せずで無罪になるんですかね。

B 私もちょっと、すごくむずかしいなと。人の心の中っていうのが読めないのが、大変むずかしいと思うんですが、時間的なものとか、深夜2時に公園で会ったりとか、だいたいこの中野さんは5時ごろからゴルフに出掛けていっているわけですよ。その前に新聞配達で4時ごろ来るとか、そういうことがわかっている。そういうのをちゃんと示しているんですよ、三枝さんたちに。

そういうのを考えると、やっぱり……。この人はすごく普段から軽率で、軽薄な行動をしているんじゃないか。何でも口に出して言ってしまって、軽率な行動をしているがために、言動をしているがために、この三枝さんから利用されたようなことがあるんじゃないかということも思うんですよね。

やっぱり人間というのは、何でも口に出していいというわけじゃありませんので、考えてものを言わないといけないから、この人、中野さんはやっぱり無罪ではないと私は思います。

A 結論から言うと、私は無罪だろうと思います。ただ、鍵を渡すというのは、極端に言えば、殺人とかじゃないにしても、ものを盗まれることもあろうし、鍵を渡すということは何かを期待しないと、そうそうしないと思いますね。だから極端に言ったら、自分が共同正犯ではないんだけど、本当に殺したいということを何回も何回も聞いていて、それが丸っきり冗談なのか、そうじゃないのか、気持ちにはそこまでの高ぶりがあるということは、もうある程度わかっていたらと思うんです。

だから、自分がそういうふうに指示をしないというか、きれいに流すようなところでは会話していて、まあ四分六とまではいかないにしても、それが起こるかもしれないという

ことは期待……、期待というんですか、わかっていたろうと思うんです。

ただ、それができたとしても、決して自分が「やりなさいよ」とか、具体的なものはしていなかったと思います。だから法律的に有罪には今のところなり得ないだろうとは思いますが、離れたいとか、うまくすれば自分が手を汚さないでも、そういうふうなことを期待して、ちっちゃなことはやったんじゃないのかなと思うんです。ただ、法に触れる範囲のことは決してやっていないだろうと思います。

だから、無罪ではあるけれど、そういうことが四分六起り得るなということは、たぶんわかっていたんじゃないだろうかと思います。ただ、殺したいと思っても、盗みたいと思っても、この世の中では、それをしないことには罪にならないんですよ。誰かが自分に取って代わって、それを万が一にでもやってくれる人がいればという気持ちが、少しはこの女性にはあったらと思うんです。

そうしないと、「鍵は殺人が起こるとは思わないで渡した」「うっとうしいから渡した」と言うんだけど、すべての財産をその家の中に置いているわけですよ。宝石もあろうし、貯金通帳もあろうし、権利書もあろうし。そしたら常時開けられて、それをやることを普通の人ができるだろうか。それ以上のメリットがあるから、その鍵をうまく……。もしかしたらうまく、自分が手を汚さないにしても、やってくれるかもしれないというふうなことを思ったんじゃないかなと思うんですよ。

ただ、私は無罪だとは思いますが。

R1 どうでしょう。裁判官の意見に移る前に、いま 10 名の裁判員の意見を聞いたら、確か 4 対 4 なんです。ご意見を述べなかつた方 2 名を除いて、ちょうど 4 対 4 と伯仲しているので、先ほど有罪・無罪を述べなかつた方から先に聞きましょうか。

G この事件、直接は無罪と思いますが、この方の過去まではわかりませんが、生きざまというか、ずっと私なりに感じたことを見れば、有罪かなと思います。ただ、刑の何年というのはどうかと。10 年ですか、というのはどうかと思うんですが、有罪だと思います。

H 私も有罪だと思います。刑の量刑はちょっと別にしてもですね。

R1 そうしますと、裁判員の方 10 名の意見は、6 名が有罪、4 名が無罪ということで、3 分の 2 にぎりぎり足りませんので、今のところちょっと無罪の可能性が強いので、ちょっと裁判官のほうから、裁判官のほうから。

R2 その前にですね、これはたとえば犯人なのか、犯人じゃないのかという事件と違って、共謀なのか、共謀じゃないのか。気持ちの中の問題で、これは多分に評価的な問題があるんですよ。事実の問題だけではなくて、評価が加わる問題なので、若干説明しておきたいと思います。

R3 それはもうちょっと後がいいんじゃないでしょうかね。

R2 だから、故意とか共謀というのは何なのかということをお話しした上で、そのへんに対するお考えを絞った上で、したほうがいいんじゃないかなと思うんです。

R3 それはもうちょっと後がいいんじゃないかと思うんですが。

R2 そうですか。

R3 いま一通り意見が出ましたので、それぞれお話しになったこと、お聞きになったことで、また「その点はこうじゃないか」とか、そういう話が出てくるんじゃないかなと

思って見ていましたけど。

R2 じゃあ、裁判員のほうから。何か、我々が意見を言わないほうがいいんじゃないかなと。

R3 そう思いますけどね。

R2 そうですね。今いろいろ出た……。先生がおっしゃるように、今までいろいろ出ましたね。鍵を渡したことはどういうふうに見るのかとか、鍵の点、ありましたね、皆さん。どこからいきましょか。いろいろ各お考えが出たと思いますけれども、今こういう考えを持たれたことについては、「自分はこう思うよ」とか、いま出た意見に対して「自分はこう思うよ」とかいうお話とかはありますか。

J 鍵についてはいろいろ考えたんですけど、まず一つは、渡しても殺人では入ってこないということを考えていただろうと思ったんです。まずですね。仕置人を雇うなりしてでも来ない、渡しても。また、部屋に入ってもものをとられることは考えていないと思うんです。なぜかといったら、とられたらだいたい犯人の想定がつきますもんね。警察の調べに対して、「合鍵を持っているのは誰と誰と誰ですか」というのはもうわかりますでしょう。窓ガラスを破ったりすればあれなんですけど。そうすると、鍵を渡しても、ものをとられるという心配はないんじゃないかなと思うんです。

それから、鍵を渡しても殺人はもう起きないと。要は中でありましたように、この話をちょこちょこされるのはもう面倒くさい。だから鍵を渡しておけば、もうこれで終わりじゃないかなというレベルかなと私は思うんですね。その鍵を渡したということに関してはですね。

だから、それはそうはなら……。そう思うか、そこらへんが引っかからないんじゃないかなとは思ってますけどね。

C 「鍵を渡して、鍵を渡して」と言われて、普通は「もうやかましい」と思って、鍵は渡さないと思うんですよ。「いい加減にしてください」のほうが普通だと思うんです。なのにわざわざ鍵を渡しているから、やっぱり一緒に暮らした4年半の間、この2人に何があったのかは知りませんけれども、鍵を渡してもいいやと思うことがあったからこそ渡したと思うんですよ。何もなくて「気にしていません。このくらい何でもないです」というくらいだったら「いい加減にやめてください、もうその話は」って断るのが普通だと思うんですよ。

I 今日の話はずっと聞いていて、本当に法律上は触れていないと思うんですよ。でも、そのようにやったということ自体が犯人をかき立てた。実際に殺人が行われた。その殺人を行かせた、その環境ですね。雰囲気ですね。それを、鍵をやったり、またすぐに……。本当だったら何が起こったということを第一番に、愛情があるならば、警察に届けるものですよ。それを言わなかった。やっぱり何か殺意があったということしか考えられないんですよ。自分たちもそういうようなことがあったら、恐くて言いますよ。それを言わなかったというのは、自分が犯人じゃないということを隠すために……。また、やっぱりそれを冗談と言うには済まされないものがありますよ。

だから、みんな意見が違ふと思うんですけども、免れないと思いますよ。これが免れたら、やっぱり罪を犯した人がものすごくかわいそうです。かわいそうじゃないけど、本当に罪が深い人が……。それを起こした人にも罪があると思いますよ。ないと言われるか

もしもありませんけれども、本人は罪があると私は思いますけど、私の判断が悪いか悪くないかは、皆さんの意見しかないと思うんです。本当は人間が裁判を起こすこと自体が間違いなんですけどね。間違いですけど、やっぱり法律上、人間が人間を裁かなければいけない今の世の中ですからね。

R1 今は被告人が警察に通報しなかったという点を重視されたご意見だったんですけども、とりあえず鍵のことをもうしばらくやりますか。あの鍵、なぜあんな鍵を渡したのか。それが殺人に結び付く鍵の渡し方なのか。

B あの鍵はですね、たぶんこの三枝さんという人がPTAの会長をしていたとか、いろいろ普段がまじめな方だったので、信用していたと思うんですよ。だから、盗まれるとかそういうことは考えずに渡したんじゃないかなと思うんですけど。

G 冗談で、殺す殺さないの話ですよ。で、その延長上に鍵を渡すということで、ものを、大事なものを、貴重品を盗むとか盗まないという話じゃないと思うんですよ。もう何日か前に、やるやらないというのは、もう殺す殺さないの話で、普通、常識に、殺すという冗談はないと思うんですよ。それを冗談に受け取ったり、自分のパートナーを殺すの殺さないのという話が冗談で済まされるのかなという、そこからもう犯罪じゃないのかなと思いますけど。

A 道義的には、確かに私は非常に罪深いとは思いますが、こういうふうな裁判とかになると、結局手を下さなかった。直接しなかったらね……。だけど、いくら冗談にしか思わなかったといっても、何度も何度も本当に「もしかしたら」というのが、心ではわかっていたろうと思いますよね、この女性の方も。中野さんですか。本当にその話がそんなにいやなものなら、少々のことなら「頼むからやめてちょうだい」とか、そういう……。人間として、本当にその計画を聞くのもいや。ましてや自分のパートナーでしょう。そういうことを聞いても……。

G 何かシャットアウトできない、その方の生きざまですよ。その……。

A 期待感といったらおかしいけど、思いもあつたんじゃないかな。

G いやだ、そういうものを聞きたくないとか。もう自分保身ですよ。

A もしかしたらね、亡くなってもいいかもしれない。自分はそのまでする勇気はないけどみたいなものが、どこかに、万が一にも気持ちの中にあつたんじゃないのかなという。

J 殺意というのがですね、まあ暴力の話がありましたでしょう。ただし、聞いている範囲内ではえらくひどい暴力でも……、僕には感じなかったんですね。

もう一つは、浮気なり、強姦みたいな話がありましたでしょう。これはもう僕らは男だから、それぐらいでは殺さないだろうと思うんですけども、女性の立場から見たら、ほかの女の人に手を出したということで、やっぱり頭に来るのはわかるんですけど、「殺してやろう」とまで女の人が思うのかどうか。私なら思わないと思いますけどね、殺してやろうとかですね。

A やはり、日常的にずっと……。表に出たのがそれだけで、ずっとそういうふうなことが……。

J ああ、わからないという部分で。

A 繰り返しの4年半だったんだろうと思いますよ。ずっと性格的なものとか。

G 経過の中でですね。

C 積み重ね、積み重ねですよ。

G そうそう。だから、これだから、強姦したから殺したろうとか、それは私もないと思いますね。

J じゃあ、僕らも危ないですね(笑)。そういうことがすごく積み重なっちゃっているから。危ないな。

A 人に対して人とも思わないような……。お友達に対しても、女性の方に対しても、パートナーに対しても、同じような人の扱い方をしているんじゃないのかな。人に嫌われるとか、憎まれるとか、何かそういう……。1回そういうことがあったからどうのこうのじゃなくて、そういう方だったんじゃないのかな、殺された人は。

G でも、事件というのは双方ですもんね。必ず片側が加害者、被害者となりますけれども、加害者も被害者になる場合もあるし、必ず双方に原因があると思うんですよ。

B 片一方だけじゃ起きないですよ。

G 起きないです。そう思いますよ、事件というのは。だからこの裁判というのも非常に難しいことですね。

B そうですね。やっぱり心の問題だと思うんですよ。

G そうですね。

B そのこのぶつかり合いがあって、渦巻いて、こういう事件が起きるんだから。

R2 今日はかなり時間的な制約もあって、証拠としてこんなに数少ないことは、殺人事件では実際のところはないんですよ。たとえば、このお2人の中野さんと山口さんのそれまでの生活状況とか、周りから見ているどんな関係だったかとか、本当のことは細部まで100%はわからないにしろ、もうちょっとたくさんのお話とか、供述調書とか、場合によっては人のお話とか、そういうことが証言というかたちで、裁判に出てきて証言することで、「本当はもうちょっとこんなふうだったんだな」とか「いや、仲良かったんだよ」とかというような証拠が、どちらかから出ていた可能性は高いと思うんです。

今日はもう極めて限られた証拠で、たったこれだけの2人の証人だし、しかも書類なんかもごくわずかですからね。だから、実際のところはもうちょっといろいろな人の話で、背景とかももうちょっと詳しいことがわかるんだろうと思います。

そのほかに、鍵を渡したこと以外のこと、以外の実事。検察官が「中野さんに責任がありますよ」と言っていたことの実事についてはどうなのか。何か考えはありますか。たとえば「やっちゃわない」とか「やっちゃうしかないじゃない」というのは、これを実際に言ったのか、言っていないのか。そこらへんの心証も含めて、たとえば三枝さんの話だと、「やっちゃわないとかやっちゃうしかないじゃないという言葉聞いたから、自分は犯行を決意した」と言っているわけです。きっかけを与えられたみたいなことを言っていたのでしょうか。そうすると、これで決意したかどうかというのは、その言葉があったかどうかというのは、少しは大きな問題だと思うんですけど、人の話やあれだけの材料ではなかなか判断がつかないかもしれないけれども、そのへんについては何かお考えがございませうか。

I 殺人を犯した方は、はっきりとそんなふうに言っていましたよね。女の方、被告の方は「言ってない」とはっきり言ったんですね。そのところの食い違いがあるということは、どっちかが間違ったことを言っているんですよ。これはもう本人の気持ちしかわ

からないと思うんですよ。自分たちから見れば女の人が嘘をついているんじゃないかと思うんですけどね。

R2 嘘をついていると思う理由は何かありますか。

I 「言っていない」と言うけど、自分で言っていない……。自分には憎悪はあったけど、殺人は自分はやってないんだと、だからそこまで自分は思っていなかったんだと、自問自答しながらそのような判断を自分でしているんじゃないかなということ、裁判のほうでは感じたんですけどね。だから、どっちかが間違えたこと、嘘を言っているんですからね。

R2 記憶違いとか忘れたということ、どっちかが嘘をついていると……。

I そうですよ。殺人者が「あの場合には自分の刑を軽くするために言った」と言っているんですけど、自分が殺人をして、相手が言っていないことまで言うということが……。私は、そんなことは言わないと思うんですよ。

R2 何かほかのお考えの方はいらっしゃいますか。

A たぶん極端に言うと、「それはやるしかないわよ」というのが共同正犯になるのかどうか。たとえば「あの人を殺してこい」とか「こうしよう、ああしよう」と具体的にずっと詰めていって、その話の中で「それはもう殺すしかないわよ」とか、冗談でその程度の逃げ道をつくった言い方というんですかね。それが結局、法的に共同正犯として値するものかどうかということですよ。

たとえば共同正犯というのは指示をして、「それはもう2人でやるしかないわよ、あなた」とか。ただ、向こうが「殺そうと思っている」と言ったら、「そうね。殺さないよ、あの性格は直らないわよ」とか、その程度でずっと詰めていったものか。計画的に、そして……。だから私はそこまで、共同正犯というラインまでは、この女性はやっていないんじゃないかなと。

C そこは私も。なんか「やっちゃえば」みたいに言われて、三枝さんのほうは「監視役でいるはずの人がそこまで言ってくれるんやったら、やっぱ本気で行こうかな」って取ったと思うんですけど、中野さんのほうは「やっちゃえば」と軽く言ったんだけど、その言葉一つでだんだん向こうが本気になって「合鍵、合鍵」と言ってきたわけでしょう。

A だから、うまくすれば殺してくれるかもしれないという期待感があったと思います（笑）。

J 「やっちゃわない」という言葉で、今度は殺人の指示をするというんですかね。指すんですかね、殺人を。要は「やっちゃわない」というのはいろいろに取れるわけですし、「殺そうよ」と言ったら、それはやっぱり殺す、殺人というのに入りますけれども、「やっちゃわない」というのは、何か殺しと……。まあ、一連の流れから見ると、そうは取れないことはないんですよ。「やっちゃわない」という言葉そのものが殺人とイコールになるのかなという気がします。

R3 逆にお聞きしたいんですが、今の3人の方は「やっちゃわない」という発言はあったんだというふうに思っていられるんですか。

C あったから……。

J いや、私はあったとしてもですね。

A あったことはあったんだろうと。

C 軽い会話であったかもしれないんですけど、それぞれの取り方が、重要な取り方と

言い捨てた感じの取り方で、片方は「覚えていない」片方は「言った」になっているんじゃないかなと思うんです。

R3 それは、あったか、なかったかわからないけれども、あったと仮定した場合にどうかという発言だったと。

J はい、そうです。

R3 あったか、なかったかについてはどう思っているんですか。

J 軽い言葉で、それに近いことはあったかもしれないというレベルでしかとらえてなくて、私はいわゆる犯人、三枝という人ですかね。あの人は地主の坊ちゃんという話がありましたよね。まあ、お坊ちゃまである。で、自分が計画をして殺人をするということに対して、やっぱりあれがあったと。で、人からそそのかされてというふうに、ちょっとそちらにフィクションをしているんじゃないかなというようなとらえ方をしているんですよね。まして自分の評決もまだ出ていないし、共犯をつくってというところまで考えられないことはないかなと思っていますけど。

A 何かこういうふうなあれだから、資料が少ないとはおっしゃっていましたが、私もそう思います。こっちもこっちも言っていることだけで、第三者の「ああ、私も聞きました」みたいなのが両方ともなくて、こっちの話が単純に、たとえば殺したほうの三枝さんですか、この人の話だけストレートにダーッと行って、それ以外の証拠と云うんですかね、うまく言えないんですけど、そういうのがまだなかったの、ちょっとそういう点ではむずかしい。

G それだけで判断するのは苦しいですよ。ただ相手が言った、言わない……。

A 女性の方も、その中野さんも……。中野さんの話がストレートと、三枝さんの話がストレートで、結局、詰めみたいな……。

G 言った、言わないですね。

A うん。詰めみたいな部分。

C 不思議なんですよ。それぞれの証言とか、そういうのを聞いていると「ああ、そうか、そうか」と真に受けて、また別の方が「実は、これこれこういうふうで」と言うと、「ああ、やっぱりそうなんだ」とか、みんな真に受けちゃって聞いてしまうから、いったい本当はどういうことになっているんだろうと（笑）

A それでよく証人やらが出てくるんですよ。

G これってものすごく素朴な質問なんですけども、被告人っていうのは、どうしてこの被告人が上がったんですか。検察側が被告人としてなのか、三枝さんが「こう言われたんだ」ということで被告人に上がったのか。こういう被告人になるというのはどういう……。これは罪人じゃないんですよ、この方はまだ。

R2 被告人ですよ。だから裁判の対象になっているんですけど、それがどうなったかというのは我々にもわかりません。

G ああ、そうなんですか。

R2 この事件の実態は、我々も今日もらったこの資料しかないんで、ただ推測ですよ。だけど死体が見つかりました。それを……。これは推測ですよ、あくまで。稲本さんが話したことによって、どうも死体が発見されたみたいだ。「じゃあどうだったんだ」ということを聞くと、「いや、実はこの人からこういう感じの話があった」というふうに共犯者

のほうから話が出たんじゃないかなというような推測はできますけど、実際はどうか知りません。

R3 先生の話のを止めちゃったので、していただけることを。故意とか、評価とか、おっしゃっていたので、どうでしょうかね。

R2 もうちょっと具体的な事実について聞きましょうかね。

R3 はい。

E 先ほど私が言いましたけれども、共謀というのに値するんですかね。殺害方法が、つまり中野さんの言っている殺害方法と、実際に行う殺害方法が違うんですから、共謀に値するんですかね。

R2 その点については、共謀とは何なのかとか、ちょっと難しいところはあると思うんですけども、故意とは何なのかというようなことは、ちょっと後で説明しましょう。そして、それを前提としてまたご意見をお聞きするとして、とりあえず今、検察官が「共謀を基礎づける事実」と言っているいくつかの事実。最初に「やっちゃおうか」。それから、鍵を渡した事実をどう評価するか。それから、窓の障子の開閉の問題は実際どうだったのか。それから、本件のゴルフのアリバイとか、いくつか考えられると思うんです。

R1 あと2つは、動機の問題ですよ。肉体関係が従業員とあったとか、暴力を受けたとか。それとさっきから出ていた、事件後に警察に通報していない。そういう事実をどう評価するのか。それをどう……。

R2 事実がまずあったのか、なかったのかという。ありましたという、お互いに争いがない。たとえば、鍵は渡しました。これは双方一致していますね。「やっちゃわない」とか「やっちゃうしかない」とかいうのは、先ほどの当事者で違いがありますね。で、そこらへんがあったのかどうか。そして、あったとしたらどう評価するのかという問題なんですよ。

それから、障子の開閉の問題。もうそんなのは話題には出たけれども、実を言うと、話題に出たというところは、本当はもうちょっと検察官は訊問を追及しなければいけないんですけども、具体的にどう話題に出たのかということは訊問を追及しなければいけないんですけども、それは置いておいて、とりあえず話題には出たけれども、普段から閉めている。「閉めているのが当然でしょう。それを合図に使うわけないでしょう」というのが被告人の主張で、もう一人の三枝さんのほうは、「それが合図だと言われました」と言っていますね。この点をどうお考えになるか、そしてそれをどう評価するのか、ちょっとお考えがあれば。

C 障子の件なんですけれども、中野さんは「普段、朝か、掃除をした後は、閉めている」と言われていたじゃないですか。それで障子の合図は、障子を閉めていたら「いいよ」みたいな合図だと言われて。普段、閉めている障子をその合図にするということは、「やっぱり殺してほしいの」と思ってしまうし……。

R2 現実の裁判では、実際に障子が夜間、未明、真っ暗なところで見えるのかどうか。すりガラスなのか、透明ガラスなのか、障子が外から見て、見えるのか見えないのかということもきちんと捜査してやりますね。で、証拠化している。本件は、実際にどう見えるのかということもまったくわからないんですけど、とりあえず話としては、障子の件はちょっと争いがある部分だし、それについてどうお考えか。

I 殺人者がですね、やっぱりカーテンが開いていたら、中が見えなくてもカーテンを閉めてくれと。殺人者としては嚴重な中でやりたいという気持ちがあるんじゃないかなと思うんですよね。だから、そういうところで「窓は閉めてくれ」というようなことを言ったかもしれないと思うんですよね。

R2 この図で見ると、障子は道路側に面していて、実際に犯行が行われたのは、障子がある部屋とは反対側の寝室みたいですね。そこらへんも実際のところは、証拠上、あまり固めていない(笑) そう思われますが。

J まあ一般的に、障子は夜閉めるというのが常識的ですね。普通、誰が考えても。そして、まだ殺された山口さんもいるわけでしょう。いる可能性があるわけです。そうすると、どちらかが開けたり閉めたりというのはできますよね。被告もいるし、山口さんもいる。ましてや、夜は閉めるのが当たり前のを合図にするということがあり得るのかどうかですね。逆に、打ち合わせるのだったら「開けておきますよ」というのが、決めごととしては……。あり得ないことをするわけですからね。閉めるほうで決めたというのも何となく計画としてはずさんですね。

I 開いていたら殺人できないんじゃないかとか。

R2 たぶん未明、深夜のことだから、電気は消しているんでしょうね。

I 気持ち上はですね。

F 私は逆に、その方法で言うと、10 cmなり、ちょっと開けるのが合図になるかなと。

I そうね(笑)。

F マンションの3階だったら、たいてい……。私も平屋に住んでいるけど、反対側から見えますよ。見られたくないから普通は閉めますよね。それを10 cmぐらい開けるといのは、「いないよ」という証拠になるっていうの。「来てもだめだ」とか。なおかつ、次の日にゴルフにも行けるような図太さといいますかね。

法律には詳しくないけど、前に何かの番組で見たんだけど、未必の故意って……。こうすることによって、その先にこういう犯行が、自分が手を下さなくても起きるだろうというのが罪だと。それに当たるんじゃないかという気がします。だって、入って、入れる状態をつくっている。

私は一番最初に、自分自身には損得ないと言いましたけれども、やっぱりいろいろといやな思いをしていたんでしょうから。で、一番憎悪感を持っている三枝さんが非常にその気になっているところに、飴玉をポーンと投げたようなもので、より一層この人は動きやすくなる。

だから、やっぱりそういう憎悪感を持っている人に対して、その状況をつくらせている。自分もまったくなかったわけじゃないと思うんですよね。

G そう取れるという状況が多いですね。そういう解釈になるような状況がそろっていますよね。

R2 話というのが出ますけれども、今いくつか検察官なり弁護士なりが挙げた事情がありますね、事実が。それ以外に、こういう事実があるから、この人の責任はあるんだよと思う事実。逆に、こういう事実があるから、もしくはこういう事実がないから、今回の被告人は責任を負わないと思うというような事実、お考えはありますか。私は……。

H 殺人が行われたのは事実ですよ。部屋で行われましたよね。部屋に入るための手段を講じて、鍵を渡しておりますよね。それで、その前に……。逆に今度は事実関係から言うんですけども、それに携わる計画も知っておりますよね。まあ、嘘か本当かわかりませんが、冗談かどうかはわかりませんが、ただ、今までの中野さんが置かれた環境とか何とかを考えましても、そのへんから考えると、何らかの意を持って鍵を渡した。それをもって計画性も以前から知っていた。そういう相手の、三枝さんの気持ちもわかっていた。まあ、そういうふうな部分を利用したと。

供述書にもあるように「ほのめかした」という部分をどう刑事訴訟的に見るかというところがですね。そしてまたその事実関係を、周りの方の意見を聞きながら、その人をどう評価して、証言にどれだけ信憑性を持たせるか。このへんが決め手というのではないのですが、判断の材料になるんじゃないかなと思います。自分としてはですね。ちょっと時間もあれでしょうから。

R2 先ほどどなたかが、自宅で、自分の家で事件が起こるなんて、そんなこと本当だったら考えられないという趣旨の意見をおっしゃった方がいらっしゃいましたね。たとえば、本当にここで殺人が起こるのだったら、起こると思うのだったら、自宅に招き入れるようなことするという。どこかほかのところ行くから、そのときにやってよとか、そういうふうにするのも考え方の一つじゃないですか。

まあ、そのようなたぐいのことで、今まで訴状に上がっていないことで、このような事実があるから責任があるんだよとか、こんな事実があるからこの人は無罪だと思うよというようなことはありますか。いくつか、鍵とか、障子の問題とか、「やっちゃん」とか、事件後、警察に何も言っていないとか、いろいろ拳がっていますけれども、何かお考えがあれば。

I 今の事件の関連性から言うと、やっぱり寝ている間にやろうという計画じゃなかったかなと思いますけどね。それだったら、内部からの応援がなければ殺人はできなかったと思うんですよ。

R2 この時間帯に行ったということについては。たとえば、この日付の特定。これも被告人が言っているのと、三枝さんが言っているのでは違いますね。どちらが言い出したとか。その点については何かお考えですか。

I 今回の女性の方が本当にそれを否定されるなら、したたかな人じゃなからうかと思えますね。そうじゃなければ、ちょっとむずかしいですね。無罪というのはちょっとむずかしいんじゃないかと。

R2 この日を選択したのはどちらだと。もし仮にですよ、この被告人が関与しているのを前提としましたら、この日を決定したのは、三枝さんなのか、三枝さんじゃないのかということについては、何かお考えがありますか。

C 三枝さん。

J それは三枝さんでしょうね。

A 私も三枝さんだと思います。

C でも三枝さんだったら、その契約の当日より前か前々日のほうが、自分に有利に働くんじゃないかなと思うんですよ。だから本当は9月8日より、6日か7日のほうが三枝さんの都合は良かったんじゃないかなと思うんですよ。

J 確実にその日がいいというのが、話でありましたね。たとえば、殺す人がいないと……。ここにいるというのがわかれば、やっぱりやりやすいからですね。それからいくと、三枝さんが……。8日の日がもうタイムリミットだと思うんですよね。

C ぎりぎりですもんね。

J だから、被告の人が9月8日にですよ、殺される山口さんと隣のベッドで寝ていたという話でしょう、入って来たときに。ただ、そう……。おれませんか。

C 眠れないでしょうね。

J ねえ。それだし、ゴルフがあるからですね。じゃあ、ゴルフはどこかまではわかりませんが、ちょっと遠ければ前日から泊まり込んであれするとか、理由をつけて家に帰らないとか、黙って家に帰らないことも含めてですよ。

I だから普通じゃないと思いますね。やっぱりこいつなんでしょうね。

J 自分も一緒に死ぬるんだったら、それは別ですよ。だけど自分はやっぱり、かたちとしては逃げていますよね。

I 逃げるよね。

J 誰が入ってきてもわからないんですから、そのときは。

I 本当だったらしたたかですよ。

J だから、警察に通報していないとか、疑問点はありますけどね。まだそれだけの、その後はですね。ただ、ゴルフに行ったり、通報しないというのも、わからないではないんです。被告の言い分を聞けばですね。

I 弁護側の方が「この顔を見て判断してください」と言われたけど、「逆にしたたかじゃなからうかと思った」って言ったんですよ（笑）。

R1 そうですね。あの人は本物じゃありませんから。

I 本物じゃないんです。

R1 さっきお話ししているように、何かある事実があって、一面ではこれは無罪を推定させる事実であると。でも、他面から見ると、そういうことをやって、なおかつ犯行をやっているんだから、したたかな女であるとか、いろいろな見方ができるんですよ。いろいろな見方をしてください。

A やっぱりこの女性の方も、5分5分だった……。5分5分よりもっと確率が低いように思っていたんじゃないですか。単純に殺しに来て、自分も窓を開けて待っていてという状態じゃなくて、「万が一、本気かもしれないな」という程度のものだったんじゃないですかね。そうしないと、そうグーグーも寝られない……。

C いや、寝ていないと思います。

A 寝ていない。寝られないですよ。

C 本当にこの日に来るのだったら……。

A だから、本当に来るとは思って……。もしかしたら来るかもしれない……。

C この日に来ると言っていたけど、本当かなと思ったら眠れないと思うんです。で、眠れないから、入ってきたときに、さっと起きて逃げられたんじゃないですか。

B 心の準備ができていましたよね（笑）。

J ただ、犯人が誰かがわからないわけでしょう、まだその時点では。

C わからないけど……。

J だから、怖いですよ。おれないですよ。自分も殺されるかもしれないわけでしょう。

C だからこそ眠れないんじゃないですか。ひょっとしたらと思ったら。

J それはもうあれですよ。

C 逆に、その場から逃げていたら、逆に山口さんのほうが疑うんじゃないですか。「どうした？」みたいに。

J それはいないと思いますよ。いるということが、私は逆に共謀していないということになると思うんです。そこにいたということで。

C 共謀まではいかないとは思いますが。

J いや、僕はもう来ないと思っていたと思いますよ。

C 友人の稲本さんの証言で、「人からそそのかされるような三枝さんじゃない」って言っていたから、たぶん三枝さんはもう殺すぞと決めてかかっていたと思うんですけど、とりあえず殺すためには協力が必要だから、何とかならないかなみたいな感じで話し合う。冗談みたいに話していたみたいなのが問題になっているんじゃないかなと思うんですよ。

J 本当に殺したかったのかどうかですよ、その被告がですね。

C いや、こいつ死んでくれればいいかなぐらいの感じ。

J 女は怖いですね（笑）。

C いや、もう何もなければ、諦めてずっとその人といたかもしれないけれども、ひょっとしたらと思って、7分3分の3分に賭けていたかもしれません。

A そんなに言うほどの愛情はね、もし自分の身を守る以上に……。母親だったら、風邪で子どもがいたら、自分の身なんて構わず駆け込みますものね。やっぱり殺されて、逃げるにしたって、「やめてよ」とか、もしあれだったら言うでしょうしね。

C でも、本当に来たら「やめてよ」ぐらい、とっさに出るだろうと思う。まだ愛情があったら話ですけど。

A 手は下していないけど、そんなに……。

R1 まさに本当の裁判であれば、そのあたりはかなり証人尋問で聞かれるところなんですよ。犯行直後、どういう態度をしたか。で、たぶん決定的な意味があったと。今回はちょっとそのあたりがうやむやです。

R2 どこに逃げていたのかというのは……。被告人はリビングに逃げたとおっしゃっていたけど、実際にあとの2人はどういう認識をしていたのかというのは、尋問に出なかったです。

それから、この翌日以降の三枝さんとのやり取りは、実際にどんなやり取りが行われていたのか。それもかなり、これが発生することがわかっていたのか、わかっていなかったのかということについてを支える事実だと思うんです。

そこらへんは、今回は時間の都合もあって全然明らかではなかったですけども、事件のときにどういう行動をとったのか、事件の後にどういう行動をとったのかということは、警察に言うか言わないかは別として、やはり具体的なやり取りとしては重要な事実だろうと思います。

今、いみじくも事件のときの行動についてお話がありましたけれども、事件のときの彼女の行動について何か考えることは、事件後のことでもいいです。

C 事件後……。ゴルフの結果はどうだったんでしょう（笑）。

R2 それも大切ですよ。

C 普段と同じだったら、よっぽどの人ですよ。ゴルフの結果が、普段とは比べられないほどぐちゃぐちゃだったらあれですけど、もう普段と変わらず、その前後ぐらいだったら、この人は本当にたまらないなと。

B ホールインワンを出していたりして。

C すごいですね。

J ゴルフはできないかもしれないですね。

B できないですね。本当にびっくりして……。

J まあ、ゴルフ場には行ってね。

A クラブを握っていても、手が震えていると思いますよ。

I 普通の人間だったらですね。

C そこのところは話に出なかったんですね。

I ちょっと不可解なところがありますよね。

R2 そのほかに拳がった事実について、自分はこう評価するとか、こういう側面があるんじゃないかというご意見があれば。

C それと、思ったんですけど、弁護側のほうが「三枝さんが中野さんの同情を引くため」って言われていましたよね。何の同情なんですかって、わからなかったんですよ。何で同情を引く必要があったのかなと。

R2 その同情は、よくわからなかったと。何か思い至るお考えはありますか？

C 三枝さんが、中野さんの同情を引くために話をした。

B うーん。

I 今回は検察側のほうが説得力があって、弁護側のほうはあまり説得力がなかったんですよ。思うんですけど、無罪の説得力がですね。

R2 ただ、三枝さんの……。三枝さんの話というのは非常に大切な話だと思うんですけども、三枝さんの話で結び付きがわかるんですね、今回の被告人に関して。三枝さんの話で、たとえば日付の設定についてはちょっとおかしいよと。本当は自分が選んだんじゃないのということでしょう。それとか、気象条件についてもちょっとおかしいなというクエスチョンマークもあるんですね。その点では、自分の関与を少し低くしようとしているという……。この人の話、はたして信用できるのかしらという面もあるんじゃないでしょうか。

I そうですね。

G そうですね。稲本さんの証言で「女性がいないって聞いていた」と言われていましたよね。で、行ったらいたから、その2人の、稲本さんと三枝さんとの会話がどうだったのかなと思ったんですけどね。で、三枝さんがもう自分で計画していたならば何とでも言えますよね、稲本さんに。

R2 稲本さんの話は信用できると思いましたか？

G この方はもう1000万円欲しいがためにじゃないんですかね。

C だから稲本さんは、2人に関しては全然義理立てする必要はないから、稲本さんの証言が一番信用できるのかなと思いました。

R2 稲本さんの……。まあ私の印象としては、稲本さんの話の中では特に不自然とか

という感じはしなかったですね。だからこそ、本当はこの裁判ではもっと稲本さんから真剣に絡む事情を聞くと思うんですね。この人が逃げて、どこですれ違ったか知らないけれども、「私たちが入ったときに行きました」と言って、「この女の人がどこに行ったと思いますか」と。自分たちが運び出すときに、その人がどこに行ったか。いる気配があったのか。それについて心配しなかったのか。警察に駆け込むことを心配しなかったのか。いろいろな事実を聞かなければいけない対象ではあると思います。

R1 後ほどちょっと、皆さんにペーパーで、有罪か無罪かとは別に、各証人の証言を信用できるか、信用できないかというような観点からアンケートを取りますのでね。この人自身は信用できる、信用できない。その理由は何かということについてですね。

R2 故意の問題は、ちょっと簡単に。あまりとらわれないでくださいね。故意の問題というのは、認識・認容といいます。こういう犯罪事実が発生することを認識して、わかっていて、それを認容……。意欲まではいらぬ。起こってほしいなとまでは思わなくてもいいけれども、それが起こることを認容するというのが、俗に故意だと言われています。

ただ、これは共謀共同正犯と絡みますけれども、共謀共同正犯というのは、自分が手を下さなくても、その共謀について責任を負うものです。そうすると、たとえばどこかの通りすがりの人が、「あいつを殺してやろう」という話を聞いたときに、「ああ、あいつは死んでくれればいいんだ」と思って、認識して、認容していたからといって、それは共謀の責任を負いませんね。

つまり、話し合いに参加するとか、俗に言われているのは、実行する人の行為を自らの行為として利用すると言ったらおかしいけれども、自分は手を下さないけれども、実行する自分の意思の発現として、ある実行者の行為を利用したりするというのが、その共謀共同正犯の責任の根拠だと思います。ちょっと抽象的で非常にわかりにくいかと思えますけれども。

だから、自ら手を下さなくても共同正犯としての責任を負うというのが、共謀共同正犯なんです。どうして共謀共同正犯として責任を負うのかという、その責任の根拠については法律上いろいろ言われていて、昔の裁判例では結局、一体として、主体となって。「あいつをやろうよ」というような話の主体が実行するんだから、共謀主体という指摘を受けたんですけれども、そういうのが実行するということにその責任の根拠を求めたり。要するに他人の行為を利用して、自分の意思の発現として他人の行為を利用することが、その責任の根拠なんだというふうに言われています。

だから、評価的にちょっとむずかしいところがあるかもしれませんが、共謀だとか、故意だとかというのはそういうものだというふうに思ってください。先ほど「具体的なところまでしなければいけないんですか」というお話がありましたけれども、具体的なこと細かなところまでわかっておく必要はないと思います。まあ、結論的に言いますとね。ただ、「じゃあ起こるかもしれないね」「起こったらいいな」というのは事実、問題があると思います。

それと、共謀共同正犯の場合は、「共同実行の意思」と俗に言われます。自分は手を下さなくても、自分の行為としてやる程度の意思はやっぱり必要で、共同実行の意思とかという言い方をするんですけど。ちょっとむずかしい点はあるかと思えますけど。

I やっぱりそのところですよ、問題は。女性の方が「あくまでもそれをやってく

れるな」と言ってくれていたら、やってないと思うんですよ、今回の殺人は。でも、そこまで言えるか言えないかの、その勇気があるかなかったかなんですよ。それによって、だんだん殺人の方向に向かっていったというのが、今回の結果じゃなからうかと思うんです。

R2 一番むずかしいのは、何もしなかったとかね。自分は何もしなかった、黙って見ていましたというのを共謀と評価するのかどうかということがむずかしいですよ。これは本当にむずかしいと思います。

それから、たとえば「殺したい」「殺してやる」という言葉自体、もうその場その場によって多義的なとらえられ方があると思うんです。たとえば、それこそ本気で殺そうとしていたのを、喧嘩のときになって、パッと刃物を握って「おまえ、殺してやる」という発言は、これはもう殺意が見える言葉だと思うんです。ところが、例として卑近かもしれませんが、恋人同士がいわゆる痴話げんかをして、「あんたなんか殺してやる」と口走った。これに殺意を認めることは、たぶんできないと思うんです。

だから同じ「殺してやる」という言葉についても、その場その場、相手方とか事情とか、そんなことによって多義的にとらえられると思います。だから、こういう言葉があったからこうだということではなくて、やっぱり心の中の問題ですね。さっき言った認識・認容だとか、共同実行の意思だとかというのは、心の中の問題をどうしても裁判で決めざるを得ない。そうすると、外形にどういう行動があったので、この人はこういうことを考えていたんだというのが、結果的には か×かを定めることになると思います。

一気にややこしいことを言って申し訳ないのですが、あまり気にしないで、だいたいこんなものだというふうなことで。せっかく来ていただいたので、あまり専門的なことだからとちょっと引かれても困るので、言うのを躊躇する部分もあるんですけども、そういうものだと。で、あとはもう自分の自由なご意思で。

まあ、この制度というものの自体が、そのような細かな知識は抜きにして意見を持ってもらおうということですから、いま言ったのはあくまでも参考程度にとどめられて、ご自分の意見を皆さんから。

R1 今の R2 のご説明を踏まえてさらに議論したいところなんですけれども、実は、有罪・無罪の結論を決めるだけではなくて、各論点ごとに簡単に理由もまとめなければいけないのです。その時間も必要ですので、もうそろそろ評決に入りたいと思いますがよろしいですか。

R2 僕らの意見も表明するか。

R1 うん。

R3 私は、結論といたしますか、それぞれ事実と流れから言って、あったかなかったかというかたちで、「やっちゃわない」というのは双方言い分が違いますので、正直なところわからないというの。これは全体の流れの中で、最終的にどちらかに決めなければ仕方がないかなと思う。まあ、結論としては「やっちゃわない」という言葉はあったかなというふうに思う。

「いつだったらいいんだい」「考えて連絡する」という、これも双方……。被告人のほうはそんな話はまったくくないと言うし、一方は言ったと言うので、これもよくわからない。でも、ここは正直どっちかなというところです。

9月4日、ゴルフの日に設定したというのは、これもわからんなという。融資実行の日ですかね。誰かがおっしゃったけど、もっと前でもよかったという気はしました、話を聞いて。

で、この鍵を渡したというのは動かせない事実なので、これはいいと思うんです。で、合図決めがあったかなかったか。これもわかりませんが、少なくとも実行犯2人は閉まっているのを見て、いると思って入っていったというところがあるので、何らかの大きな意味があったのは間違いない。あと、実行ですね。実行があったことも間違いない。

というところで、その後の動きだとか、被告人自身の動きだとか何とか、不自然な感じを非常に強く受けましたので、結論としては有罪かなというふうに思っています。

R1 私は、結論としては、これは無罪です。いろいろと事実関係は不明確・不確定なところが多いのですが、客観的事実として2つの大きな要素は確かにあります。鍵を渡したこと。それと犯行後、警察に通報していないこと。その2つの大きな事実はあるんですけども、殺人の共同謀議があって、それを引用したがゆえのこの客観的な行為であると、そこまでの結び付きが出てこないんです。

確かに、闇の組織、仕置屋みたいなのがやってくれる。それから真空パックにして海外に送ってしまえという、そういう共同謀議らしきものはあるんですけども、ちょっと内容が荒唐無稽で、それで本件犯行に向けた共謀が成立したとはちょっと言いにくいと思いますので、私は無罪です。

R2 私の意見は有罪です。結論的に言いますと、当初の「やっちゃわない」という言葉はある。というのは、彼らには「やっちゃわない」か「やっちゃうしかない」というような、若干ずれがあるという指摘がありましたけれども、ちょっと具体的かなという意見も持っています。

それと、少なくとも実行者の三枝さんは、殺人の犯意を生じて、これを具体化させていったわけで、その話をしているわけですね。その話を同居者にする以上は、同居者のほうがそれを受け入れる、そういう極めて重大な話を受け入れる態度をしていた。それは言葉だったり、ただ冗談で、へらへらと聞いていたのではないという。だからこそ話もしたし、現実に行うまでしたというふうに思うので、その一連の行為としての「やっちゃわない」という言葉があったのではないかと考えています。

その段階から共同実行の意思があったかどうかというのは、まだそのレベルとしては低かったと思うんですけども、鍵を渡した行為についてはやっぱり被告人の気性はどうしても明確な考えで、鍵を渡した行為の重みは大きいし、鍵を渡した後に「何日にする」という実行日を言っている。そしてそのまま迎えているということ。

それから本件当日に、恐いかもしれないけれども、何らの、いわば逃げ出す行為なり、ましてや警察に通報するまでいっていないということは、入ってきた人物が、それが三枝さんじゃないにしても、三枝さんの絡みで実行に来た人が、自分じゃない相手方を殺しに来たんだということがわかっていて、それを受け入れていた行為ではないかというふうに考えて、やはり黒じゃないかと私は思いました。

R1 裁判所の裁判官役で意見が分かれまして、裁判員のほうでいろいろと議論が錯綜して、おもしろい評決になるんじゃないかと思えます。では、これから配ります。裁判官役が青ですので、3枚取ります。裁判員役は白です。×にしようかと思ったんですけど、

有罪・無罪で書いてください。×ですと間違えちゃうことがありますので。

併せて判決理由書というものを配りますので、有罪・無罪のほかに各供述が信用できるか、信用できないかということもお書きください。

〔各自記入・投票〕

R1 では、まず投票用紙だけ先に回収します。結論を出した上で、判決理由書のほうに記名で書いていただく。ですから、まず無記名で票をとった上で、後で記名でその理由なども書くというようなかたちにします。

では、時間がないので、裁判長権限でもう開票します。では、裁判員の票から読み上げていきます。どなたか有罪か無罪の票を数えてください。有罪、有罪、無罪、有罪、無罪、無罪、有罪、有罪、有罪。裁判官のほうは、有罪、無罪、有罪です。

R2 1票足りない。

R1 足りないですか。ごめんなさい。まだ1票残っていました。

R2 これで決まります(笑)。

R1 実はいま3分の2ぎりぎりのところで、最後の1票でどうなるかが決まります。これはわざとやったんじゃないで、たまたま一つが残ったんです。有罪。そうしますと9対4なので、ぎりぎり3分の2以上になりました。したがって、本件は有罪と認めます。